

# 定期報告告示の改正への対応について（令和7年7月1日施行）

愛媛県建築住宅課

建築基準法第12条第1項、第3項の規定に基づく定期報告制度において、調査・検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表等が見直され、令和7年7月1日から施行されました。

告示改正について、詳しくは、下記の国土交通省 HP「建築基準法に基づく定期報告制度について／4. 調査・検査項目告示」をご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000039.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html)

令和7年7月1日以降も引き続き、次の調査項目については、特定建築物定期調査にて実施、報告いただきますようお願いいたします。（項目を県規則により指定）

（所在地が、松山市、今治市、西条市、新居浜市にあるものについては、各市の建築行政主管課へお問い合わせください。）

## ■ 特定建築物定期調査と建築設備等定期検査との重複について

### 【愛媛県の場合】

以下の項目の確認は、引き続き、**特定建築物定期調査**で実施してください。

- ・「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用の照明装置」の作動の状況
- ・「換気設備」、「非常用の照明装置」の物品の放置の状況
- ・「非常用エレベーター」の乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況

※非常用エレベーターの作動の状況については、昇降機定期検査で実施してください。

### 【国の改正】

| 特定建築物定期調査        | 建築設備等定期検査 |
|------------------|-----------|
| 設置               |           |
| 作動<br>(作動するかどうか) | 作動        |
| 物品の放置            | 物品の放置     |

令和7年1月29日 国土交通省住宅局

【参考資料】「定期報告告示の見直しについて」(P1) より

### 【愛媛県の指定】

| 特定建築物定期調査        | 建築設備等定期検査 |
|------------------|-----------|
| 設置               |           |
| 作動<br>(作動するかどうか) |           |
| 物品の放置            |           |
|                  | 指定なし      |

## ■ 特定建築物定期調査と防火設備定期検査との重複について

### 【愛媛県の場合】

以下の項目の確認は、引き続き、**特定建築物定期調査**で実施してください。

ただし、調査項目等は改正後の防火設備点検告示に規定される項目等になります。

- ・「常閉防火扉」について、運動エネルギー等、本体と枠の劣化及び損傷の状況、作動の状況、物品の放置の状況、固定の状況

### 【愛媛県の指定】

### 【国の改正】

| 特定建築物定期調査<br>(常閉防火扉) | 防火設備定期検査<br>(常閉防火扉) |  | 防火設備定期検査<br>(随閉防火扉) |
|----------------------|---------------------|--|---------------------|
| 設置                   |                     |  |                     |
| 運動エネルギー等             | 運動エネルギー等            |  | 運動エネルギー等            |
| 劣化及び損傷               | 劣化及び損傷              |  | 劣化及び損傷              |
| 作動                   | 作動                  |  | 作動                  |
| 物品の放置                | 物品の放置               |  | 運動機構                |
| 固定の状況                | 固定の状況               |  | 物品の放置               |

令和7年1月29日 国土交通省住宅局

【参考資料】「定期報告告示の見直しについて」(P3) より

| 特定建築物定期調査<br>(常閉防火扉) | 防火設備定期検査<br>(随閉防火扉) |
|----------------------|---------------------|
| 設置                   |                     |
| 運動エネルギー等             | 運動エネルギー等            |
| 劣化及び損傷               | 劣化及び損傷              |
| 作動                   | 作動                  |
| 物品の放置                | 運動機構                |
| 固定の状況                | 物品の放置               |

報告時期や様式等は下記 HP をご確認ください  
<https://www.pref.ehime.jp/page/2120.html>

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 建築指導係  
 TEL:089-912-2757